

雇用調整助成金
中小企業緊急雇用安定助成金

(休業等) 支給申請書

※ 受付番号	※ 判定基礎 期 間
	・ ~ ・

雇用調整助成金／中小企業緊急雇用安定助成金（休業・教育訓練）の支給を受けたいので、裏面記載の 1、2、4 の注意を了解し、3 の不支給要件に該当しないことを確認の上、次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。
平成 年 月 日

事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

(労働局長 殿
公共職業安定所経由)

事業主又は (提出代行者・事務代理者) 住 所 〒
名 称
氏 名

① 休業等実施事業所	(1)名 称 事業所番号 労働保険番号	(2)所 在 地 〒 電話番号 ()	
	(3)事務担当者職氏名		(4)事業の種類 産業分類 (中分類)
	(5) a 賃金締切日 b その他 (毎月 日)	(6)対象被保険者数	
② 休業・教育訓練の内容	(1)月間休業延日数 (様式第 5 号(2)の(9)の休業に係る日数) 人・日	(2)月間教育訓練延日数 (様式第 5 号(2)の(9)の教育訓練に係る日数) 人・日	(3)月間の助成金支給延日数 [(1) + (2)] 人・日
	(4)支給を受けようとする助成金額 (様式第 5 号(2)の(12)の休業に係る額) 円	(5)支給を受けようとする助成金額 (様式第 5 号(2)の(12)の教育訓練に係る額) 円	(6)合計額 [(4)+(5)] 円
③ 支払方法	国庫金振込（取引金融機関店舗名： / 支店名) 口座名義（フリガナ） 口座の種類 口座番号		

※ 安定所処理欄	区 分	[A]判定基礎期間休業等延日数	[B]判定基礎期間暦月末日対象被保険者数	[C] [A]／[B]	[D]前判定基礎期間後残日数	[E]残日数 [D]－[C]
	休業等助成金	人・日	人	日	日	日
	教育訓練分助成金	人・日				
	[F]支給判定金額 (休業) 円				[G]雇用維持事業主の有無	
	(教育訓練) 円				有 ・ 無	
	安定所決裁欄	(所長) (部長・次長) (課長・統括) (上席・係長) (職業指導官) (担当)				
※ 労働局処理欄	[J]労働保険料の滞納状況 (助成金システムから確認) (確定保険料申告書から確認)			[K]過去の不正受給		[L]労働関係法令違反の有無
	●支給決定番号			●支給決定年月日		
	労働局決裁欄	(局長) (部長・) (課長・) (補佐・) (係長・) ()				

注 意

1. 記入上の注意

- (1) この申請は、既に休業等実施計画（変更）届を提出した事業主が、休業又は教育訓練を実施し、当該休業に係る手当（労働基準法第26条の規定に違反していない場合）又は当該教育訓練に係る賃金を休業等協定どおりに支払った場合に行ってください。
- (2) この申請は、休業又は教育訓練を実施した事業所（以下「休業・教育訓練実施事業所」という。）ごとに行ってください。
- (3) ①の（6）欄には、判定基礎期間の初日の前日まで申請事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である被保険者、解雇を予告されている被保険者、退職願を提出した被保険者、事業主による退職勧奨に応じた被保険者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）及び日雇労働被保険者である者並びに判定基礎期間（賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間）において雇用調整助成金と重複して受給することができない助成金等（具体的には雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブックをご覧ください）の支給の対象となる被保険者を除いた被保険者の判定基礎期間内の暦月の末日時点の数を記入してください。

2. 提出上の注意

- (1) この申請書は、休業・教育訓練実施計画（変更）届の提出に係る期間と同一の期間ごとに提出してください。
- (2) この申請書は、(1)の期間の末日の翌日から起算して2箇月以内（ただし、天災その他その期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後その理由を記入した書面を添えて7日以内）に次に掲げる書類を添付して提出してください。
 - イ. 様式第5号（2）（助成額算定書）及び様式第5号（3）（休業・教育訓練実績一覧表）と必要な添付書類を提出してください。
 - ロ. 教育訓練の場合は、通常実施している教育訓練の状況を示す就業規則の書類（写）のほか、その実施形態に応じて、次の書類を添付してください。
 - ・事業所内訓練：当該教育訓練の計画内容（対象者、科目、講師、カリキュラム及び期間等）を示す書類、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して行われたことを示す書類、必要な知識、技能を有する指導員又は講師により行われたことを示す書類、各受講者の受講を証明する書類（※）
 - ・事業所外訓練：対象者、科目、カリキュラム及び期間の分かる書類、各受講者の受講を証明する書類（※）、受講料の支払いを証明できる書類（受講料が支払われない場合を除く。）
 - (※) 各受講者の受講を証明する書類とは、出勤簿以外で、受講者本人が回答した受講者アンケートや受講者レポート等を行います。
- ハ. 雇用維持要件を満たして助成率上乘せを申請する場合は、様式第14号（1）（雇用維持事業主申告書）に必要な書類を添付して提出してください。雇用維持要件の詳細については、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金ガイドブックをご覧ください。になるか都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。
- (3) 二又は三の連続する判定基礎期間ごとにこの申請書を提出するときは、判定基礎期間ごとに別葉で行ってください。但し、2箇月目又は3箇月目の判定基礎期間については、この様式の別葉に、①の（6）欄及び②欄のみの記入で差し支えありません。
- (4) 代理人が申請する場合にあっては、委任状（写）を添付してください。

3. 不支給要件

- 以下の不支給要件のいずれかに該当する場合は、雇用調整助成金（平成25年3月31日付けで廃止された中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下3及び4において「助成金」という。）を受給することができません。
- (1) 助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度に、休業等の実施事業所において労働保険料を納入していない場合。
 - (2) 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等（雇用保険法第4章の雇用安定事業及び能力開発事業に係る各種給付金。以下3及び4において「助成金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている事業主
 - (3) 対象期間の初日の前日から起算して6か月前の日から対象期間の末日までの間に、労働関係法令の違反を行っていることにより次のいずれかに該当するなど、支給することが適切でないものと認められる場合。（この場合、既に助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。）
 - イ 都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む。）から送検された場合
 - ロ 都道府県労働局職業安定部若しくは需給調整事業部の告訴又は告発により送検された場合
 - ハ イ及びロに該当しない場合であって、告訴又は告発により送検されたことが明白な場合
 - (4) 次のいずれかに該当する暴力団関係事業所であると認められた場合。（この場合、既に助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。）
 - イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者のある事業所
 - ロ 暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - ハ 暴力団員がその事業活動を支配する事業所
 - ニ 暴力団員が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員を利用するなどしている事業所
 - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - チ イからニまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

4. 受給にあたっての注意

- (1) 対象期間の所定労働日数が合理的な理由なくその直前の1年間より増加している場合、当該増加日数分に当該事業所の年間平均被保険者数を乗じて12で除した数を、休業等を行った日数から差し引いて支給します。
- (2) 本支給申請に係る休業等について、助成金等の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- (3) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け又は受けようとしたことが判明した場合には、不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした最初の判定基礎期間以降に支給したすべての助成金を返還していただくとともに、当該期間以降に受けようとした助成金については不支給とさせていただきます。また、不支給決定日又は支給決定を取り消した日以後3年間は雇用保険料を財源とする助成金等が支給されません。さらに、返還していただく助成金には民法第704条の規定により民法第404条に定める法定利率年5%の延滞金が発生します。
- (4) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け又は受けようとしたことが判明した場合には、事業主の名称・代表者氏名、事業所の名称・所在地・概要、不正受給の金額（(3)の返還していただく額と同額）・内容（当該対象期間内に行われた不正行為のすべての内容）、不正受給した金額の返還状況を公表します。また、特に悪質なものについては、刑事告訴等を行います。
- (5) 労働局は、(3)に該当する助成金の返還等、(4)に該当する公表、刑事告訴等によって事業主に生じたいかなる損害についても、責任を負いません。
- (6) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合には、その支給すべき額を超えて支払われた部分の額を返還していただきます。
- (7) 労働基準法第26条の規定に違反して支払った手当について助成金の支給を受けた場合には、助成金のうち当該違反して支払った手当に係る部分の額を返還していただきます。
- (8) 助成金の受給に当たっては、リーフレット等に記載されているもののほか、各種要件がありますので、本支給申請前に都道府県労働局又は公共職業安定所に確認して下さい。